

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
(公 印 省 略)

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度の周知広報について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。）に基づく補償金（以下「補償金」という。）については、まだ多くの未請求者がいると考えられることから、令和 6 年 6 月に成立・施行された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 57 号。）により、請求期限が令和 11 年 11 月 21 日まで延長されたところです。

つきましては、補償金の対象となる方に請求していただけるよう、都道府県におかれましても、改めて補償金の周知広報に関して、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴管内の市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

（1）補償金の周知広報について

① 各自治体が発行する広報誌（以下、「行政広報誌」という。）への掲載 行政広報誌については、

- ・ 行政広報誌が基本的に各世帯に届けられるため、偏見差別を恐れている方も自宅で安心して確認できる
- ・ 行政からのお知らせや広告などの多様な情報が掲載されているため、比較的長期間手元に置いてもらうことが期待できる
- ・ 自治体が発行しているため、安心感・信頼感を得やすい

などの理由から、補償金の対象となるご家族への周知広報の方法として効果が高いと認識されているため、各自治体におかれましては、補償金制度について行政広報誌への掲載に御協力をお願いいたします（別添の掲載例を参照）。

② ポスター、リーフレット及びホームページ等の活用

ポスターの掲示や、当省ホームページに掲載している補償金関係資料（リーフレット、申請様式及び Q&A）等を活用いただき補償金の周知に御協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年 7 月頃に各自治体へポスターを配布させていただいたところですが、不足等がございましたら、随時下記担当者へご連絡をお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ホームページ | ハンセン病に関する情報ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

(2) 補償金の周知広報に関する実施状況について

より効果的な周知広報を行うため、補償金の周知広報に関するアンケートにご協力をお願いいたします。

別紙様式に必要事項を記載のうえ、令和7年2月19日までに調査・照会（一斉調査）システムの回答フォーマットにてご提出ください。

(担当者)

厚労省健康・生活衛生局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

鈴木・榎本

TEL : 03-5253-1111(内 2149)

MAIL: hoshoukin@mhlw.go.jp